

平成16年(ワ)第14236号 損害賠償請求事件

原告 三井 マリ子

被告 豊中市 外1名

上申書

2006年12月22日

大阪地方裁判所第5民事部 合議2B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 寺 沢 勝 子

弁護士 川 西 渥 子

弁護士 大 野 町 子

弁護士 渡 辺 和 恵

弁護士 石 田 法 子

弁護士 宮 地 光 子

弁護士 長 岡 麻 寿 恵

弁護士 紀 藤 正 樹

弁護士 越 尾 邦 仁

弁護士 島 尾 恵 理

弁護士 乗 井 弥 生

弁護士 溝 上 絢 子

弁護士 中 平 史

- 1 被告財団は、訴外桂は選考される対象にすぎず、選考に至る経緯や財団側の具体的事情を知る立場になかったから、訴外桂の尋問の必要性はないという。

たしかに、訴外桂は、直接に財団側の事情を知る立場にはなかった。しかし、訴外桂の尋問を実施することにより、これまで本郷部長らの証言に偽りがあり、訴外桂に対して現実におこなわれてきた説明内容や説得活動の実態を明らかにすることができる。その結果、面接が実施されるまでもなく訴外桂が新館長に選任されることが被告らにとって既定の事実であり、選考委員会は茶番であったことが判明するのである。

- 2 被告財団は、訴外桂に対してどのような説明がなされていたかについては、本郷部長らの尋問によって明らかとなっているという。しかし、訴外桂が受けた説明内容について、訴外桂がこれまで原告に語ったところと本郷証言は、重要な部分で一致していない。

2004年11月9日、訴外桂は原告に電話し、以下のように述べている(甲146)。

「面接の前、私の気持ちはゆれていた。それでいったいどうなっているんだ、というようなことを豊中市のかたに聞いた。それに対して本郷さんたちは『心配はいりません。うちは桂さんしかいないんですから』と何度も説得した。『型どおり面接をしないといけないんで、手順、形式はふまないといけないんで』と、本郷さんが言った。私は『あー、面接するんだ』と思った。でも、形を踏むために面接をするので、私ひとりだと思っていた。三井さんが受けるとはまったく知らなかった。私は三井さんが残るなら、私は行けないと、一貫して思っていたので、そういう意味のことを言ったら、『まあ、どうかそんなことをおっしゃらないで。いや、うちは桂さんしかいないんです』と

説得した。」

被告豊中市の主張によると、1月15日段階では面接の話はしておらず、訴外桂に面接が実施される旨の説明がなされたのは、訴外桂との次の面談が実施された2月9日である。上記の桂の発言によると、2月9日に面接を受けるように言われてからも、訴外桂は、「うちは桂さんしかいない」との説得を受けていたということなのである。

この点、被告豊中市は、「うちは桂さんしかいない」と発言したかどうか記憶は無い、と主張し、本郷部長も、「2月9日ですから、三井さんが候補になるかどうか、全然わかりませんし、決定も出てませんから、依然として、桂さんしかこの時点ではおりませんから、桂さん1人だけですということで、意識は持ってましたが、そういう言い方したかどうか、私は記憶はしてません」（本郷調書80頁）と証言した。

しかし、原告が候補者となることが2月1日の理事会で決定されなかったと同様、訴外桂が候補者となることも同日の理事会では決定されていなかったのである（訴外桂の名前すら同理事会では言及されなかった）。原告が候補者となることが理事会で決定されていなかったということは、この時点で桂しか候補がいないことの根拠にはなり得ない。

原告が優先採用の申入れを行い、2月1日の理事会において新館長への就任の強い希望を表明し、面接が実施されることが決まってからも、訴外桂に対して「うちは桂さんしかいない」との説得がなされていたという事実は、面接以前に訴外桂の就任が既に決定していたということ、また、後に選考委員となった本郷部長が「桂さんしかいない」との意向を持っていたことを決定的に裏付ける重要な事実である。

ところが、被告豊中市は、原告が残るなら自分に行けないという訴外桂に対し、「まあ、どうかそんなことをおっしゃらないで。いや、

うちは桂さんしかいないんです」と発言したかどうかについては、具体的な記憶はない、と主張するのである。

したがって、この点、訴外桂の尋問を実施して明らかにする必要がある。

- 3 また、被告らは、平成16年1月10日の正・副理事長会議で、新館長は選考委員会を設置し選考することを決定し、同月15日、訴外桂に対して、選考委員会が設置されることになったことなどを説明するために面談し、その際、選考という手順は踏まなければならない旨説明したと主張する。

しかし、平成16年1月15日、訴外桂は、選考委員会設置の説明など受けていない。

2004年3月27日、すてっぷ内の講師控え室で、訴外桂は原告に以下のように語っている（甲146）。

「今度は、年が明けて、家の近くの喫茶店に、本郷部長と課長がまた来た。『三井さんが、任期の4年は勤めたいと言っている。三井さんが、館長職を9月まで勤めることになるかもしれないが、その場合、三井さんが館長、桂さんが事務局長となる。それでもいいですか』というようなことを言った。ただし、その場合は事業課のプロパー職員の予算がどうのこうのと、いろいろ詳しく説明された。私は、三井さんと一緒にやれることをむしろ喜んだ。私は、豊中で仕事をしたことがなく、というより豊中のことは何もわからないし、初めてのことなので、三井さんと何ヶ月か一緒にいて仕事を教えていただいたりできるほうがいい、と思った。それで『かまわないですよ』と答えた。とてもホッとしたような顔つきだった。」

本郷部長自身、「内諾を得られれば被告財団理事会で候補者の経歴、実績を紹介して、承認されるはずという考え方であり、選考委員会で

選考するというような手続きは念頭になかった」と述べているように(乙22 20頁)、訴外桂は、選考委員会の選考を受けるような話など全く聞かされてこなかったのであるから、急遽、選考委員会の選考を受けなければならないことになった旨の説明を受けたのであれば、当然、記憶に残ったはずである。しかし、訴外桂が語った1月15日の面談内容に、選考委員会による選考の話は一切出てこない。それどころか、落ちる可能性を含意した「選考」の話が全く出ない代わりに、訴外桂が就任することを当然の前提として、原告と訴外桂が並立してすてっぷで働く話がなされ、その場合の予算についてまで説明がなされていたのである。この日、選考委員会の選考を受けるというような話など全くなされていなかったことは明らかである。

本郷部長らは、1月10日の会議のための参考資料(丙12)を作成しているが、ここには選考委員会に関する資料は全く含まれていないこと、同日、原告と訴外桂が半年間並立することを前提とした予算の話までおこなわれていたこと、また実際、選考委員会設置は理事会の議題としては取り上げられておらず、懇話会で理事長の「私案」として提案されたにすぎないこと(甲71の4)等を考えても、1月10日の段階で選考委員会の設置が合意されたとの主張自体、極めて疑わしい。

原告が優先採用の申入れをなし、館長就任への強い意欲を表明したために、少なくとも形式的には原告を候補者に加えておかなければ公正な外見が保てないと判断したからこそ、被告らは慌てて選考委員会を設置することにしたのである。

本郷部長は、選考委員会設置が合意されたことによって、これで桂が落ちるかもしれないと心配したと証言した(本郷76頁)が、選考委員会設置を合意したというその直後に、原告と訴外桂が半年間並立することを前提とした話をしていることから考えても、訴外桂が落ちる

ことなど本郷部長は微塵も心配していなかったことは明らかである。また、この本郷証言は、本郷自身、選考委員会を設置して選考する旨桂に説明したときのことを問われて、当時、選考委員会で訴外桂が選考されないとの可能性はほとんど心の中に無く、「選考という手順は踏まなければならない」旨の説明を行ったと証言している(本郷75頁)こととも矛盾する。かように、本郷部長の証言が矛盾したものとなっているのは、真実を語っていないからにほかならない。

そもそも、候補者が訴外桂ただ一人であるならば、慌てて選考委員会を設置する必要性は全くない。選考委員会は、原告が採用申入れをなし、候補者を複数にせざるを得ない雲行きとなったからこそ選考委員会設置が決定されたと解するのが合理的である。

被告らは、早い時期から選考委員会設置が決まっていたことにして、公正な手続きを踏んでいたと主張したいようであるが、結局のところ、選考委員会が設置されたことさえ訴外桂には何ら説明せず、態度を留保する訴外桂に対し「あなたしかいない」と繰り返し説得し、複数の候補者が存在することすら知らせないまま、訴外桂を新館長と決定したのである。

かかる経緯を立証するためには、訴外桂の尋問が不可欠である。